
第2回

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

守山市実行委員会

議案書等資料

日時：令和6年5月18日（土）午前10時から正午まで
場所：守山市役所 2階 防災会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事

第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和5年度事業報告(案)

第2号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和5年度収支決算(案)

第3号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度暫定予算(案)

第4号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度事業計画(案)

第5号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度収支予算(案)

第6号議案 わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア募集要項の策定について

第7号議案 わたSHIGA輝く国スポ守山市観光・おもてなし要項の策定について

第8号議案 わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項等の策定について

4 報告事項

報告第1号 わたSHIGA輝く国スポ守山市識別用品整備要項の策定について

報告第2号 わたSHIGA輝く国スポ守山市医療救護対策要項の策定について

報告第3号 わたSHIGA輝く国スポ守山市防疫対策要項の策定について

【目次】

委員名簿	1
委員の変更	2
第1号議案 令和5年度事業報告(案)	3
第2号議案 令和5年度収支決算(案)	6
第3号議案 令和6年度暫定予算(案)	8
第4号議案 令和6年度事業計画(案)	9
第5号議案 令和6年度収支予算(案)	12
第6号議案 ボランティア募集要項の策定について	13
第7号議案 観光・おもてなし要項の策定について	21
第8号議案 売店出店者設置要項等の策定について	23
報告第1号 識別用品整備要項の策定について	48
報告第2号 医療救護対策要項の策定について	50
報告第3号 防疫対策要項の策定について	52
参考資料1 守山市実行委員会会則	53
参考資料2 守山市実行委員会事務局規程	56

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	分野	団体名	役職	氏名	役員
1	市内各種団体	守山市スポーツ協会	会長	森 貴尉	副会長
2		守山市スポーツ推進委員会	委員長	北脇 辰郎	
3		守山市障害者スポーツ協会	会長	西村 秀樹	
4		公益財団法人 守山市文化体育振興事業団	理事長	田井 繁好	
5		守山市自治連合会	副会長	中川 郁男	監事
6	競技団体	滋賀県バレーボール協会	理事長	猪飼 敏之	
7		滋賀県軟式野球連盟	副会長	谷 和彦	
8		滋賀県ソフトボール協会	守山支部理事長	那良 明	
9		公益社団法人 滋賀県サッカー協会	会長	前田 康一	
10		滋賀県エアロビック連盟	会長	井上 武弥	
11		滋賀県ゴールボール協会	副会長	赤淵 義誉	
12		一般社団法人日本生涯還暦野球協会滋賀支部 滋賀県還暦野球連盟	副会長	牧上 龍司郎	
13	市内経済・産業関係	守山商工会議所	会頭	大崎 裕士	
14		守山市観光物産協会	副会長	水野 茂樹	
15		株式会社みらいもりやま21	代表取締役社長	鵜飼 重樹	監事
16		レーク滋賀農業協同組合	守山野洲地区統括本部 次長	北村 祐士	
17	市議会	守山市議会	議長	西村 弘樹	
18	行政	守山市	市長	森中 高史	会長
19			副市長	福井 靖	
20			教育長	辻本 長一	
21			総合政策部長	木村 勝之	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会委員の変更

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第8条第3項に基づき、令和5年5月15日から令和6年5月18日までの間におけるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の委員の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

分野	団体名	新任者	前任者
市内各種団体	守山市スポーツ推進委員会	委員長 北脇 辰郎	委員長 西村 金治
市内経済・産業関係	レーク滋賀農業協同組合	守山野洲地区統括本部 次長 北村 祐士	守山野洲地区担当 常務 北野 悟
市議会	守山市議会	議長 西村 弘樹	議長 筈井 昌彦
行政	守山市	教育長 辻本 長一	教育長 向坂 正佳
		総合政策部 木村 勝之	総合政策部 山本 毅

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和5年度事業報告(案)

1 第1回わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会開催

令和5年5月15日に第1回実行委員会を開催し、令和5年度の事業計画および予算案等を承認いただきました。

開催日時	令和5年5月15日(月) 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	守山市民ホール 学習室1
議事	
議案第1号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会の設立と守山市実行委員会会則(案)について
議案第2号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 役員選定について
議案第3号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 守山市開催基本方針(案)・各基本計画(案)について
議案第4号	令和5年度事業計画(案)・令和5年度収支予算書(案)について
議案第5号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市協賛取扱要項等の策定について
報告事項	
・守山市実行委員会事務局規程(案)について	

2 開催準備業務の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

市民に対して国スポ・障スポの周知を図るため、広報・啓発物品を作成し、各種イベント等で啓発活動に取り組んだ他、守山市ホームページ・広報誌、Instagramによる情報発信を行いました。

ア 啓発物品等

物品等	数量	備考
クリアファイル	1,000枚	啓発イベント等配布用
ロールアップバナースタンド	15部	国スポ障スポ用：1部 各学区用：14部
缶バッジ	2,000個	啓発イベント等配布用
駅階段アート	2箇所	西口階段広告：1箇所 東口階段広告：1箇所
手すり横ステッカー	38箇所	東口、西口エスカレーター
横断幕	2枚	市役所庁舎用：1枚 市民体育館用：1枚
街中フラッグ	121枚	駅前ロータリー用：33枚 商店街用：88枚
ストラックアウト	1台	啓発イベント用

イ 広報活動について

日付	項目	内容
4月29日	ファミリーウォークラリー(4月)にて啓発	チェックポイントの一つとして「ソフトボール場クイズ」を実施
5月29日	インスタグラム開設	国スポ障スポ用のアカウント開設
6月1日	花育て教室の実施	県事業として浮気保育園で実施

日付	項目	内容
6月下旬	もーりー新デザイン作成	国スポ障スポ用のもーりーデザインを作成（8ポーズ）
7月1日	広報もりやま連載開始	毎月1日号に国スポ障スポに関するあらゆる情報を掲載
8月12日	777日前イベントとしてマキヒカカップ実施	大津市・県と合同で啓発ブース出展し、缶バッジ等を配付
9月	湖南フリモ（10月号）に記事掲載	守山市の開催競技等を掲載
9月	ロールアップバナー作成・地区会館での展示	国スポの紹介のほか「びわこ国体」の紹介バナーを作成・展示
9月9、17日	ピエリにてバナー展示	ピエリ体育祭開催時にピエリ守山に展示
10月上旬	国スポ障スポデザイン名刺作成・提供	駅前総合案内所と協力し、国スポ障スポデザイン名刺作成
10月～12月	学区民のつどいにてブース出展（7学区）	各学区民のつどいにて、バナー展示、缶バッジ配付を実施
10月13日	有線放送によりPR等	国スポ障スポPR、ボランティア募集の呼びかけ
10月21日	ファミリーウォークラリー（10月）にて啓発	チェックポイントの一つとして「国スポ障スポクイズ」を実施
11月	守山市民活動フェスタにて出展	啓発ブース出展
12月2日	MORIYAMAソフトボールフェスティバルにて啓発	開会式にて着ぐるみとともにPR、参加者へ紙ハリセンを配付
12月5日	国スポ障スポ教室の実施	県事業として玉津小学校で実施
12月～2月	インスタグラムフォロー&投稿キャンペーン実施	観光物産協会と連携し、守山市名産品詰め合わせBOXを当選品としたキャンペーンを実施
12月17日	もーりー国スポ障スポPR大使任命・就任式実施	もーりーをPR大使に任命し、専用ウェアとたすきを贈呈
12月17日	もりやまいちにて啓発	参加者へのチラシ配付等PR実施
1月上旬	スタッフ用啓発キャップ作成	駅伝スタッフ用の国スポ障スポデザインのキャップを作成・配付
2月3、4日	観光物産協会主催「モリシェ」にてブース出展	モリーブにて県キャラクターとともに豆まき・チラシ配付等を実施
2月下旬	ホームページ開設	国スポ障スポ専用ページ開設
2月下旬	街中フラッグ設置	駅前ロータリー、商店街にフラッグ設置
2月下旬	駅階段アート、手すりステッカー設置	駅階段広告・エスカレーター横ステッカー設置
2月下旬	啓発横断幕設置	市役所庁舎横断幕・市民体育館横断幕設置
3月3日	ファミリーマラソンにてビッグレイク改修記念イベント実施	サッカー元日本代表加地亮氏、小林大悟氏によるサッカー教室を開催。
3月10日	びわこマラソンにて啓発	啓発ブースを出展
3月15日	広報もりやまスポーツ特集記事掲載	スポーツの魅力や注目選手の紹介等を掲載
3月16、17日	東レアローズホームゲームにて啓発	啓発ブースを出展

(2) 先催県市町視察調査

鹿児島県で開催された「燃ゆる感動かごしま国体・大会」および佐賀県で開催された「SAGA2024競技別リハーサル大会」やその他大会の開催競技を視察し、実

施状況等の確認を行いました。また、後催縣市町村向けに開催された事業概要説明会に出席し、大会運営の実態に関する聞き取りや各種資料をご提供いただきました。

大会名	日程・視察人数	概要
燃ゆる感動かごしま国体 (特別国体)	10月7日～17日 事務局員：7名	鹿児島国体各競技視察
燃ゆる感動かごしま大会 (障スポ)	10月26日～31日 事務局員：2名	サッカー(知)競技視察
佐賀県リハーサル大会	5月19日～20日 事務局員：2名	第45回西日本軟式野球大会
	9月15日～18日 事務局員：2名	全日本総合女子ソフトボール選手権大会
	9月22日～24日 事務局員：2名	令和5年度天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会九州ブロックラウンド
	10月20日～25日 事務局員：2名	第59回全国社会人サッカー選手権大会
京都バレー大会	10月1日 事務局員：1名	令和5年度天皇杯・皇后杯 全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド
大阪エアロビック大会	9月23日 事務局員：2名	第40回全日本総合エアロビック選手権西日本地区大会
鹿児島市事業概要説明会	12月21日～22日 事務局員：3名	鹿児島市の大会運営に係る事業概要説明
霧島市事業概要説明会	1月18日～19日 事務局員：2名	霧島市の大会運営に係る事業概要説明

(3) 設計発注等

競技開催に向けて必要となる設計業務の発注を行いました。

ア わたSHIGA輝く国スポ守山市開催競技会場等設計業務

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」本大会および競技別リハーサル大会の守山市開催競技を安全・確実かつ円滑に実施するため、既存施設を有効活用した競技会場のレイアウトや必要最小限の仮設物の設置、その他物品等の設営や保守管理、撤去等に関する設計業務を委託しました。

(ア) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(イ) 工期

令和5年6月26日から令和6年3月15日まで

(ウ) 受注者

コーユーレンタリア株式会社 滋賀営業所

(エ) 契約金額

2,508,000円

イ 【負担金】 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場会場設計業務

国スポサッカー競技において、甲賀市水口スポーツの森陸上競技場を借用する大津市と守山市で締結した協定に基づき、当競技会場設計に係る費用を一括で支出した大津市に負担金(経費負担2分の1:247,920円)を支出。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和5年度 収支決算書（案）

【収入の部】

(単位：円)

科目	当初予算額	決算額	差額	概要
市負担金	9,840,000	9,840,000	0	守山市負担金
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	45	45	利息
合計	9,840,000	9,840,045	45	

【支出の部】

(単位：円)

科目	当初予算額	決算額	差額	概要
総務費	110,000	42,040	67,960	
会議費	10,000	340	9,660	消耗品
事務局費	100,000	41,700	58,300	実行委員会印・収入証紙等
開催準備費	9,230,000	7,371,972	1,858,028	
調査費	1,500,000	1,989,941	▲ 489,941	視察旅費 ※不足は事業費より流用
広報啓発費	3,230,000	2,624,571	605,429	啓発物品作成、街中装飾等
事業費	4,500,000	2,757,460	1,742,540	会場設計委託、調査費補填
予備費	500,000	0	500,000	
予備費	500,000	0	500,000	
合計	9,840,000	7,414,012	2,425,988	

【収入】9,840,045円－【支出】7,414,012＝2,426,033円を令和6年度に繰り越します。

会 計 監 査 報 告 書

令和5年度 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会に関する各会計の監査を執行した結果について、次のとおり報告します。

記

監査実施日 令和6年4月11日

監査対象 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会計

監査結果

いずれの会計についても、会計諸帳簿と領収書、関係書類および貯金通帳を照合した結果、適正に処理され、かつ妥当なものと認めます。

監 事

中川 郁 男



鶴飼 章 樹



専決処分事項の承認を求めることについて（案）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則第10条第1項の規定により、令和6年度暫定収支予算を次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和6年度暫定収支予算

【収入の部】

科目	当初予算額	概要
市負担金	0	
繰越金	973,000	令和5年度からの繰越金
合計	973,000	

【支出の部】

科目	当初予算額	摘要
総務費	54,000	
会議費	54,000	総会開催準備経費
事務局費	0	
開催準備費	919,000	
調査費	0	
広報啓発費	919,000	広報啓発物品
事業費	0	
予備費	0	
予備費	0	
合計	973,000	

（説明）

令和6年度に実施する会議の開催および事務局の運営等に係る経費の内、令和6年4月1日から総会開催までの期間の必要額について、暫定予算として会長の専決処分を行ったものである。なお、暫定予算については、本予算が成立した時点で本予算に移行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和6年度事業計画（案）

1 第2回わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会開催

開催日時	令和6年5月18日（土） 午前10時から正午まで
開催場所	守山市役所 防災会議室
議事	
議案第1号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和5年度事業報告(案)
議案第2号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和5年度収支決算(案)
議案第3号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度暫定予算(案)
議案第4号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度事業計画(案)
議案第5号	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会 令和6年度収支予算(案)
議案第6号	わたSHIGA輝く国スポ守山市観光・おもてなし要項の策定について
議案第7号	わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項等の策定について
議案第8号	わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア募集要項の策定について
報告事項	
報告第1号	わたSHIGA輝く国スポ守山市医療救護対策要項の策定について
報告第2号	わたSHIGA輝く国スポ守山市防疫対策要項の策定について
報告第3号	わたSHIGA輝く国スポ守山市識別用品整備要項の策定について

2 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技別リハーサル大会

令和7年度のわたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた競技会運営の予行演習を目的として、各競技のリハーサル大会を開催します。

リハーサル大会の運営を通して課題等を抽出し、令和7年度の円滑な大会運営に活用します。

なお、障スポのリハーサル大会は、令和7年5月24日、25日に開催します。

(1) ソフトボール

大会名：第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会

大会期間：令和6年9月14日（土）～16日（月・祝）

大会会場：守山市民球場（他、高島市、草津市、東近江市会場あり）

(2) バレーボール

大会名：令和6年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド

大会期間：令和6年9月28日（土）、29日（日）※守山市運営は28日のみ

大会会場：守山市民体育館（他、草津市、近江八幡市会場あり）

(3) サッカー

大会名：第60回全国社会人サッカー選手権大会

大会期間：令和6年10月19日（土）～23日（水）※守山市運営は19日～21日

大会会場：野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）：19日～21日利用

甲賀市水口スポーツの森陸上競技場：20日利用
(他、大津市、東近江市あり)

(4) 軟式野球

大会名：第28回西日本軟式野球選手権大会

大会期間：令和6年11月2日(土)～4日(月・祝) ※守山市運営は2、3日

大会会場：守山市民球場(他、東近江市、草津市、甲賀市、日野町会場あり)

2 開催準備業務の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

市民に対して国スポ・障スポの周知を図るため、啓発物品等を作成する中で、各種広報・啓発活動を推進していきます。

ア 多様な媒体での情報発信

広報誌・HP、Instagramに加え、公式LINEを活用し、プッシュ通知で効果的に情報発信をします。

イ 街中・公共施設等における機運醸成

守山駅周辺、商店街だけでなく、公共施設・民間施設問わず市内全体に展開します。

ウ 各種イベントにおける機運醸成

スポーツイベントだけでなく、スポーツに関心が薄い方々にも周知するため、各種イベントにおいてPR活動を実施します。

エ 多様な主体との連携

企業、学校・園、自治会、観光物産協会等と連携を図り、守山市に関わる多くの方と一緒に大会を作り上げていきます。

(2) 先催县市町視察

今年度、佐賀県で開催される国民スポーツ大会の視察を行います。また、大会後に会場市町で開催される事業概要説明会に出席し、大会運営の実態把握に努めます。

【主な視察内容】

ア 国スポ(正式競技)

(ア) サッカー：令和6年9月20日～26日

(イ) バレーボール：令和6年10月5日～10日

(ウ) 軟式野球：令和6年10月10日～15日

(エ) ソフトボール：令和6年10月11日～15日

イ 国スポ(公開競技)

エアロビック：令和6年8月23日～26日

オ 障スポ

サッカー(知)：令和6年10月25日～29日

(3) 委託業務

競技開催に向けて必要となる委託業務の発注を行います。

ア わたSHIGA輝く国スポ守山市輸送交通計画等策定業務

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」の開催に当たり、守山市開催競技の選手・監督をはじめ、競技役員や競技会役員その他数多くの関係者を、安全・確実かつ円滑に輸送するとともに、輸送車両、一般車両、輸送経路、交通状況、駐車場状況等様々な状況を的確に処理していくため、事前に先催県・市等の開催時の状況を踏まえ、輸送交通に関する計画を専門事業者へ委託します。

イ わたSHIGA輝く国スポ守山市リハーサル大会競技会会場設営・撤去業務
わたSHIGA輝く国スポ守山市リハーサル大会の競技会開催に必要な看板・テント・ステージ等仮設物の設営・保守・管理、および配置転換や大会後の撤去に関する業務を委託します。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
令和6年度 収支予算書（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	予算額	概要
負担金	98,780,000	守山市負担金
雑収入	967	預金利息等
繰越金	2,426,033	令和5年度予算繰り越し分
合計	101,207,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目	予算額	概要
総務費	1,060,000	
委員会費	60,000	実行委員会開催経費
事務局費	1,000,000	備品購入費、消耗品費、印刷費等
開催準備費	99,147,000	
事業促進・調査費	9,700,000	佐賀国スポ・障スポ視察費 輸送計画等策定業務委託費
広報啓発事業費	3,017,000	啓発物作成費、広報活動費等
リハーサル大会運営費	86,430,000	リハーサル大会会場設営業務委託費 会場使用料・運営経費等
予備費	1,000,000	
予備費	1,000,000	
合計	101,207,000	

※支出科目の執行により過不足が生じた場合は、科目間での予算が流用できるものとする。

わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、守山市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「本大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有し、開催競技の円滑な運営や競技会場周辺の美化・広報に携わるボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 名称および募集主体

- (1) ボランティアの名称は、「わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア」（以下「国スポボランティア」という。）とする。
- (2) 募集主体は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）とする。

3 募集期間

令和6年6月1日から令和7年5月30日までとする。ただし、募集人数に達した場合、実行委員会は必要に応じて適宜変更することができる。

4 募集要件

次のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、次の各号に掲げる参加希望者のうち、申込可能なものは、大会開催時に中学生以上のものとし、申込時点で18歳未満のものは保護者の同意を必要とする。

- (1) 守山市内に在住・在勤・通学している中学生以上の個人
- (2) 市内に活動拠点のある団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 募集人数

募集人数については、「200人」とする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

6 活動期間および活動内容

- (1) 活動の期間は、ボランティアの登録日から本大会終了日までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

ア 本大会（令和7年度）

競技種目	競技会場	競技日程	開始日	終了日
バレーボール	守山市民体育館	4	9月28日	10月1日
ソフトボール	守山市民運動公園ソフトボール場	3	9月29日	10月1日

ソフトボール	守山市民球場	3	9月29日	10月1日
サッカー	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	5	10月3日	10月7日
軟式野球	守山市民球場	2	10月4日	10月5日

イ リハ大会（令和6年度）

競技種目	競技会場	競技日程	開始日	終了日
ソフトボール	守山市民球場	3	9月14日	9月16日
バレーボール	守山市民体育館	1	9月28日	9月28日
サッカー	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	4	10月19日	10月21日
軟式野球	守山市民球場	2	11月2日	11月3日

ウ その他、実行委員会が活動を必要とする期間

(2) 活動内容

活動内容は下表のとおりとし、実行委員会は、申込者の希望を最大限考慮し配置するが、必要に応じてボランティアの区分および活動内容を適宜変更できるものとする。

区分	主な活動内容
受付	・ 競技会場等での受付および資料配布の補助
案内	・ 競技会場等での案内および大会情報提供の補助 ・ 来場者誘導の補助 等
おもてなし	・ ドリンクサービスの補助 ・ 弁当配布および空き箱回収の補助 ・ その他おもてなしに関することの補助 等
環境美化	・ 競技会場内外の美化および清掃活動の補助
広報	・ 各種イベント会場におけるPR活動、運営補助 等 ・ イベント会場等における写真・映像の撮影記録 等 ・ 実行委員会SNSアカウントのフォローやSNS等での自らの情

	報発信等のPR活動 等
その他	・上記のほか、競技運営に関する活動の補助

7 募集方法

ホームページ、広報誌、SNS等を活用する。また、募集案内や登録申込書を市施設等で配布するほか、関係団体協力のもと、広く周知を行う。

8 申込方法

応募者は、市ホームページ（パソコン版・スマートフォン版）の応募フォームにより申込みか、指定の様式に必要事項を記入の上、実行委員会事務局まで持参、郵送、FAXまたはE-Mailにより申し込むものとする。

なお、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要なため、所定の申込書を持参・郵送する方法に限る。

(1) 個人で応募する場合（電子申込以外）

【提出書類】

ア わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア登録申込書兼同意書（様式第1号）

イ わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア【活動希望調査票】（様式第3号）

(2) グループ・団体で応募する場合（電子申込以外）

【提出書類】

ア わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア登録申込書兼同意書（様式第1号）

イ わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア団体申込書（様式第2号）

ウ わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア【活動希望調査票】（様式第3号）

9 登録、変更および抹消

(1) 登録

実行委員会は、募集要件を満たした応募者を、運営ボランティアとして登録する。

(2) 変更

実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届け出があった場合に登録内容を変更することができる。

(3) 取消

実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

ア 本人または団体からの申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断したとき

10 活動内容の決定

運営ボランティアの活動内容・活動日時については、申込時に提出してもらう活動希望調査を参考に最大限希望に沿った内容で決定するが、必ずしも希望どおりになるとは限らない。

11 研修等

実行委員会は、円滑な大会運営を行えるよう、登録者に対し大会への理解を深めるため、活動内容に応じて必要な研修または事前説明会を実施する。

12 報酬および交通費等

- (1) 研修およびボランティア活動にかかる報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 運営ボランティアの昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (3) 運営ボランティア活動にあたっては、運営ボランティアであることが識別できるように必要に応じて実行委員会が支給する。
- (4) 運営ボランティア等の活動や研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で、傷害保険および賠償責任保険に加入する。

13 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、守山市個人情報の保護に関する法律施行条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理および保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。ただし、申込時に実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、実行委員会からの要請に応じて提供することができる。

14 その他

この要項に定めるもののほか、運営ボランティアの募集に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

登録番号	
------	--

わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア登録申込書兼同意書

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」守山市ボランティア募集要項の個人情報の取扱いに同意・承諾し、登録を申し込みます。
 ※団体での申し込みの場合は、団体登録申込用紙を併せて提出してください。

申込日	令和 年 月 日		
申込区分	<input type="checkbox"/> 個人申込 <input type="checkbox"/> 団体申込 (団体名: _____ 人数: _____)		
フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳) ※申し込み時点
氏名 <small>※団体の場合は代表者の氏名</small>			
住所 または 所在地	〒 -		
連絡先	電話番号	※日中に連絡が取れる番号	メールアドレス
所属先・勤務先 または 学校名、学年(任意)			
希望される活動	希望する活動に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。 <input type="checkbox"/> 希望なし(お任せ) <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> おもてなし <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> その他		
※申込時に18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。 上記のものが、わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティアへの応募・参加することに同意します。 (保護者の同意確認のため、連絡先番号へ確認しますので了承ください。) 保護者氏名 _____ 続柄 _____			
個人情報の提供への同意 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(守山市実行委員会)から要請があった場合の情報提供に同意しますか。 ※チェックがない場合は、同意しないものとして取り扱います。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない			

※活動中の様子を撮影し、広報・ホームページ等に掲載することがありますのでご了承ください。
 ※登録申込兼同意書は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局(守山市役所3階スポーツ振興課)窓口へ持参のほか、郵送・FAXメールでも受け付けています。
 ※会場警備のため、警察および警備関係者へ情報提供を行う場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】
 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局」
 (守山市役所スポーツ振興課内)
 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所3階 スポーツ振興課
 TEL: 077-582-1169 FAX: 077-582-0539
 E-Mail: kokusupo@city.moriyama.lg.jp



様式第2号

わたSHIGA輝く国スポ 守山市ボランティア団体登録申込用紙

届出日 年 月 日
 団体名

※代表者以外の方をご記入ください

※18歳未満の方が含まれる場合は、保護者の同意も必ずご記入ください。

No.	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	住所 電話番号	個人情報の提供
例	モリヤマ タロウ 守山 太郎	1990年1月1日		滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 090 - 1234 - 5678	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
1				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
2				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
3				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
4				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
5				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
6				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
7				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
8				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
9				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
10				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
11				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
12				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
13				- -	<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません

わたSHIGA輝く国スポ守山市ボランティア【活動希望調査票】

登録番号(事務局欄)	氏名	グループ名

1 国スポ活動日

- ・活動が可能な日すべてに○を、困難な日すべてに×を記載してください。
- ・活動日数は原則1日単位で、複数日の従事を予定しています。

■正式競技

会場設営日

競技日

協議名	競技会場	住所	2025年9月				2025年10月					
			26	27	28	29	1	2	3	4	5	
			金	土	日	月	水	木	金	土	日	
バレーボール	守山市民体育館	守山市三宅町100番地	会場設営日	会場設営日	競技日	競技日						
ソフトボール	守山市民運動公園 ソフトボール場	守山市石田町		会場設営日	会場設営日	競技日	競技日					
ソフトボール	守山市民球場	守山市石田町		会場設営日	会場設営日	競技日	競技日					
サッカー	野洲川歴史公園 サッカー場(ビッグ グレイク)	守山市服部町2439番地					会場設営日	会場設営日	競技日	競技日	競技日	
軟式野球	守山市民球場	守山市石田町							会場設営日	競技日	競技日	

2 国スポ活動内容について

- ・希望する活動内容の記入欄すべてに○を、困難な活動内容すべてに×をつけてください。
- ※必ずしも希望に添えるとは限りませんので、ご了承ください。

主な活動内容		記入欄
・受付	・競技会場等での受付および資料配布の補助	
・案内	・競技会場等での受付および資料配布の補助 ・来場者誘導の補助等	
・おもてなし	・ドリンクサービスの補助 ・弁当配布および空き箱回収の補助 ・その他、おもてなしに関することの補助等	
・環境美化	・競技会場内外の美化および清掃活動の補助	
・広報	・各種イベント会場におけるPR活動、運営補助等 ・イベント会場等における写真・映像の撮影記録等 ・実行委員会SNSアカウントのフォローやSNS等での自ら情報発信等のPR活動等 ・イベント会場における写真、映像の撮影記録等	
その他	・上記のほか、競技運営に関する活動の補助	

3 リハーサル大会活動日

- ・活動が可能な日すべてに○を、困難な日すべてに×を記載してください。
- ・活動日数は原則1日単位で、複数日の従事を予定しています。

■競技種別

競技日

協議名	競技会場	住所	2024年9月				2024年10月			2024年11月	
			14	15	16	29	19	20	21	2	3
			土	日	月	日	土	日	月	土	日
ソフトボール	守山市民球場	守山市石田町									
バレーボール	守山市民体育館	守山市三宅町100番地									
サッカー	野洲川歴史公園 サッカー場（ビッグレイク）	守山市服部町2439番地									
軟式野球	守山市民球場	守山市石田町									

2 国スポ活動内容について

- ・希望する活動内容の記入欄すべてに○を、困難な活動内容すべてに×をつけてください。
- ※必ずしも希望に添えるとは限りませんので、ご了承ください。

主な活動内容		記入欄
・受付	・競技会場等での受付および資料配布の補助	
・案内	・競技会場等での受付および資料配布の補助 ・来場者誘導の補助等	
・おもてなし	・ドリンクサービスの補助 ・弁当配布および空き箱回収の補助 ・その他、おもてなしに関することの補助等	
・環境美化	・競技会場内外の美化および清掃活動の補助	
・広報	・各種イベント会場におけるPR活動、運営補助等 ・イベント会場等における写真・映像の撮影記録等 ・実行委員会SNSアカウントのフォローやSNS等での自ら情報発信等のPR活動等 ・イベント会場における写真、映像の撮影記録等	
その他	・上記のほか、競技運営に関する活動の補助	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市基本計画」に基づき、守山市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者など、守山市を訪れる全ての方々（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 魅力・観光情報の発信および提供

ア ホームページ、SNS等を活用し、即時性のある情報発信を行う。

イ 観戦ガイドブック、観光ガイドブック・マップを作成・配付し、大会参加者等へ大会期間中の情報提供を行うとともに、今後の本市への再訪につなげる。

ウ 競技会場にて本市の魅力ある食や文化を発信するコーナーを設置し、大会参加者等へ本市の豊かな地域資源を体感・体験するきっかけづくりを行う。

(2) 歓迎装飾の設置

ア 装飾場所

競技会場、主要駅、商店街、公共施設、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、横断幕、懸垂幕、フラッグ、看板等、その他必要と認められる装飾を実施する。

ウ 装飾の期間

歓迎装飾の実施期間は、大会開催期間中および大会開催前の必要な期間とし、施設管理者等を協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

(3) 接遇

ア 人と人の温かみを意識した対応や接遇を行い、大会参加者等との積極的な交流を行う。

イ 接遇意識の高揚を図るため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

(4) 誰もが参加しやすい会場運営、おもてなしについて

ア 年齢、性別、障害の有無、国籍等を問わず楽しむことができる会場運営を行う。

イ 来場者一人ひとりの多様性を理解し、尊重したおもてなしを行う。

3 実施方法

市民および自治会等の地域団体、学校や園等の教育機関、観光物産協会、その他の関係機関や企業等との連携を図り、効果的な手法により実施する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしの実施についても、この要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項

1 趣旨

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の開催にあたり、守山市開催競技会場には、大会参加者（選手・監督、大会役員等）および一般観覧者など多数の来場者が見込まれる。それら来場者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介および販売促進を目的に、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は1ブース当たり約20平方メートル（2間×3間のテント1張）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ・障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章、わたSHIGA輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」または守山市PRキャラクター「もーりー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会または守山市観光物産協会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

守山市の名産品として、営業店等で販売しているもの。または、守山市の特産品を用いた物産品。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、

容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）による製品。

(7) その他、実行委員会が特に必要と認めるもの。

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時において、守山市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第73回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件を全て満たす者

ア 各競技会の開催期間中、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項（以下「本要項」という。）で定める開設時間を遵守して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書提出時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 申請書提出時において、守山市税（守山市が賦課徴収するものに限る。）の滞納がないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）

- (ウ) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (エ) 出店者の役員等に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる者
- (オ) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (カ) 従業員として暴力団員等を常時もしくは臨時的に使用し、または雇用している者

キ 実行委員会が企画する選手、役員等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、大会会場の指定管理者である公益財団法人守山市文化体育振興事業団の定める出店料を指定される期日までに支払う。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したものに対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 障害者就労施設等

イ 市内自治会・国または地方公共団体

ウ その他、実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 出店料は、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めた時は、支払いを免除することができる。

9 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の許可を受けて火器または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間） 1張以内（四方幕を含む）
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

10 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 滋賀県のわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が開催する食品衛生講習会に参加すること。

ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調整するとともに、汚染防止および直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

エ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

オ 廃棄物収納容器は、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔しておくこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、実行委員会に提出する。

(1) 売店出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）

(5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）

(6) その他、実行委員会が必要と認めるもの

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズおよび郷土物産品のPR性等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、出店者として優先的に選定し、これによらない場合は抽選により選定する。

(1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他、実行委員会が必要と認めるもの

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、出店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保健所に必要な届け出を行い、保健所の受付印が押された許可書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

15 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する

事項を監督する。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売および無償提供をすること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入搬出車両は1売店につき1台とする（キッチンカーについても、1売店につき1台とする）。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員

会が指示する時間内に完了させること。

(7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付する識別用品を着用すること。

(8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。

(9) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと（食中毒が発生しないように十分留意すること）。また、ゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

(10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。

(11) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(12) 実行委員会が大会前に開催する出店説明会に出席すること。

(13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

(1) 関係法令および本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があつたとき。

(4) その他、実行委員会が売店の運営管理において、不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者および従業者は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。なお、出店者は損害賠償に備え、損害保険等に加入しておかなければならない。

24 補填および補償

- (1) 出店者は、利益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、この要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____

電話番号 _____

売店出店申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市売店設置運営要項 1 1 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望日数 _____ 日間
- 4 出店希望形態 テント (1 張) ・ その他 (_____)

5 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号) ・ ・ 本紙
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者および搬入車両予定表 (様式第 3 号) ・ ・ 現時点で決まっていないところは空白可
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 市税の納税証明書 (写しでも可、該当者のみ)
- (6) 出店者および販売員の本人確認書類
(運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 保健所の食品営業許可書の写し、模擬店等の食品取扱届出書の写し
※ただし、飲食物を販売する場合に限る
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの
※複数会場で出店を希望する場合は、上記提出書類を会場ごとに提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称					
ふりがな 代表者役職名・氏名					
所在地	〒				
出店担当者	【氏名】		【FAX】		
	【電話】				
	【E-mail】				
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】		【携帯】		
業種					
主要取扱品目					
営業開始年月日	年	月	日	従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類 <small>※許可証等の写しを添付してください。</small>	種類		番号		取得年月日
					年 月 日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発生 事故歴の有無		有 ・ 無
国体等出店実績 <small>※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。</small>	有 (大会名：) ・ 無				
販売品価格等一覧					
NO	商品名	予定数量	販売価格	許可番号	対象火気器具等の 使用の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※欄が不足する場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、搬入車両予定表および持込備品調書

商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

1 従事者名簿（売店責任者の方については、氏名の下に当日連絡が取れる連絡先を記入してください。）

※出店決定後、記入でも可

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者	臨時販売員 雇用予定数
月 日	ふりがな TEL	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな TEL	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな TEL	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな TEL	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人
月 日	ふりがな TEL	ふりがな	ふりがな	ふりがな	人

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。なお、欄が不足する場合は、複数の欄を使用してください。

（裏面あり）

2 車両予定表

使用日	車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	キッチンカーの場合は車両サイズ
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	
月 日			有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台ですが、会場によっては、駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

※キッチンカーにて販売を行う場合は、駐車場を使用できませんので、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

3 持込備品一覧表（市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機やホットプレートなど）

※消防署への届出確認のために、使用する予定があるものは必ず記入してください。

記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

※火気や電気を使用する場合は、テント1張につき、原則各1本の消火器を設置してください。

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

わたSHIGA輝く国スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
が本承諾書
により関係官庁等に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項を遵守します。
- 2 わたSHIGA輝く国スポ売店出店者設置要項7の(2)カに定める、暴力団若しくは暴力団と密接に関係を有する者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店に伴う位置、時間等の運営方法について、実行委員会に対し異議申立てを行いません。

国 障 守 実 委 第 号
令 和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史

売 店 出 店 許 可 証

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号または名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会売店出店者設置要項および関係法令を遵守すること。

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____ 印

売店出店料免除申請書

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内への売店出店料について、わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項第8(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	障害者就労施設等
	市内自治会・国または地方公共団体
	その他 ()

国障守実委第 号
令和 年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会
会長 森 中 高 史

売店出店料免除決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった、わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料については、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (左欄の○印の記入がある項目に該当します)

	障害者就労施設等
	市内自治会・国または地方公共団体
	その他 ()

わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会守山市売店出店者募集要領

1 趣旨

本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」競技別リハーサル大会において、本市の特産品等の紹介ならびに販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 募集対象競技会、場所および期間等

売店出店者を募集する競技は、令和6年度に開催される国スポリハーサル大会のソフトボール、バレーボール、サッカー、軟式野球の4競技であり、売店の募集数は、各競技とも売店（テント使用）4店舗、キッチンカー4店舗とするが、応募数によって変更する場合がある。

設置場所や期間等は次の各号に定めるとおりとし、原則として出店を希望する競技開催期間の全日程に開設可能な出店者とする。

(1) ソフトボール

大会名	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会
大会概要	成人チームが日本一を争う。JDリーグチームも参加
競技開催場所	守山市民球場
開催期間	令和6年9月14日（土）、15日（日）、16日（月・祝） ※雨天中止有
来場見込数 （推定）	1日2,000名程度

(2) バレーボール

大会名	令和6年天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド
大会概要	実業団・大学・高校の女子チームが全国大会出場をめざして競う大会
競技開催場所	守山市民体育館
開催期間	令和6年9月28日（土）
来場見込数 （推定）	1日1,000名程度

(3) サッカー

大会名	第 60 回全国社会人サッカー選手権大会
大会概要	全国各地区からの社会人代表チームが競う大会
競技開催場所	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）
開催期間	令和 6 年 10 月 19 日（土）、20 日（日）、21 日（月）
来場見込数 （推定）	1 日 1,000 名程度

(4) 軟式野球

大会名	第 28 回西日本軟式野球選手権大会
大会概要	西日本の各支部の代表チーム(成人)が競う大会
競技開催場所	守山市民球場
開催期間	令和 6 年 11 月 2 日（土）・3 日（日） ※雨天中止有
来場見込数 （推定）	1 日 500 名程度

3 出店位置・出店規模・開設時間

開設の場所は、いずれの競技会場とも屋外とする。出店位置は実行委員会と会場の指定管理者である公益財団法人守山市文化体育振興事業団（以下「文体」という。）が決定し、1 ブース当たり 2 間×3 間のテント相当、キッチンカーについては 1 台分のスペースとする。

開設時間は、いずれの競技会場においても競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとするが、実行委員会は必要に応じてこれを変更する場合がある。

4 実行委員会が準備するもの

別紙「わたSHIGA輝く国スポ守山市売店出店者設置要項」（以下「要項」という。）の「9 運営設備等」に示すとおりである。

5 出店料

- (1) 売店 1 ブース、キッチンカー 1 台あたり、1 日当たりの売り上げの 10% とし、直接文体に支払うこととする。支払いにあたっては、文体の指示に従うこと。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、出店料が免除される。この場合、免除を受けよう

とする者は、売店出店料免除申請書（様式7号）を提出し、実行委員会の承認（様式8号）を受けること。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時は、出店料を免除することができる。

ア 障害者就労施設等

イ 市内自治会・国または地方公共団体

ウ その他、実行委員会が特に必要と認めた者

6 販売品目

売店における販売品目は、要項「6 販売品目」に掲げるものとする。

7 出店者の条件

売店の出店者は、要項「7 出店者の条件」に掲げるとおりとする。

8 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、出店を希望する競技会場を決定したのち、売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出すること。

(1) 売店出店概要書（様式第2号）

(2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）

(5) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）

(6) その他、実行委員会が必要と認めるもの

9 出店者の選定

実行委員会は、申請があったときは、実行委員会が別に定める規定に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズおよび郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、出店者として優先的に選定し、これによらない場合は公開抽選により選定する。

(1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他、実行委員会が必要と認めるもの

10 出店許可

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。（交付された出店許可証は、出店期間中店頭の見やすい位置に掲示すること。）

11 出店者注意事項

出店が決定した方は、実行委員会が別に定める規定を熟読し、遵守すること。

12 受付期間・提出先等

(1) 受付期間

令和6年6月3日(月)から6月21日(金)まで

(2) 申込方法（電話、FAX、メールによる受付は行わない。）

持参：守山市役所3階 スポーツ振興課内

（わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局）

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

郵送：期日内に必着（郵送の場合、郵送した旨を事務局に連絡すること。）

(3) 提出先・問合せ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局

（守山市総合政策部スポーツ振興課内）

電話：077-582-1169

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会守山市おもてなしコーナー協力団体募集要領

1 趣旨

本市で開催する第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」競技別リハーサル大会において、全国から来市されるみなさまに地元食材を使用した食品を無料提供し、歓迎の気持ちを表すとともに、本市の魅力を全国に発信する機会とするために設置する「おもてなしコーナー」の運営および食品を提供する事業所、事業者、自治会およびグループ等（以下「協力団体」という。）の募集について必要な事項を定める。

2 応募条件

次の条件を全て満たす協力団体であること。

- (1) 守山市を営業または活動の基盤としていること。
- (2) 食品衛生法等の法令順守ができること。
- (3) 会場に責任者を置き、統括・運営ができること。
- (4) 別に定めるわたSHIGA輝く国スポ守山市売店設置要項「7 出店者の条件(2)カ」（暴力団に関する項目）を満たす者

3 募集対象競技会、場所および期間等

協力団体を募集する競技は、令和6年度に開催される国スポリハーサル大会のソフトボール、バレーボール、サッカー、軟式野球の4競技。設置場所や期間等は以下のとおりである。

(1) ソフトボール

大会名	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会
大会概要	成人チームが日本一を争う。JDリーグチームも参加する。
競技開催場所	守山市民球場
開催期間	令和6年9月14日（土）、15日（日）、16日（月・祝） ※雨天中止有
来場見込数（推定）	1日2,000名程度

(2) バレーボール

大会名	令和6年天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会近畿ブロックラウンド
大会概要	実業団・大学・高校の女子チームが全国大会出場をめざして競う大会
競技開催場所	守山市民体育館
開催期間	令和6年9月28日（土）
来場見込数（推定）	1日1,000名程度

(3) サッカー

大会名	第 60 回全国社会人サッカー選手権大会
大会概要	全国各地からの社会人代表チームが競う大会
競技開催場所	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）
開催期間	令和 6 年 10 月 19 日（土）、20 日（日）、21 日（月）
来場見込数 （推定）	1 日 1,000 名程度

(4) 軟式野球

大会名	第 28 回西日本軟式野球選手権大会
大会概要	西日本の各支部の代表チーム(成人)が競う大会
競技開催場所	守山市民球場
開催期間	令和 6 年 11 月 2 日（土）、3 日（日） ※雨天中止有
来場見込数 （推定）	1 日 500 名程度

4 出店位置および開設時間

開設の場所は、いずれの競技会場とも屋外とし、開設時間は原則として午前 1 回、午後 1 回とする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更する場合がある。

5 ふるまいの提供品

ふるまいに提供する品物は以下のとおりであるが、いずれも梱包やラッピングされ、来場者に手渡しができ、会場内の休憩場所等で食せる物とする。（アルコール類は除く）

- (1) 市内特産品
- (2) 市内食材を使用した菓子・飲み物等
- (3) 市になじみのある菓子・飲み物等
- (4) その他、実行委員会がふるまいとしてふさわしいと認める物

なお、火気を用いて調理するものは除くが、レトルト品などを解凍もしくは湯煎して容器に移してふるまう場合（ぜんざいやおかゆ等）は、実行委員会が承認を得て提供することができる。

6 提供方法

(1) 場所

各会場に実行委員会が設置したふるまいコーナー（テント一張以内）

(2) 提供時間

期間中、午前 1 回（午前10時から）午後 1 回（午後 1 時半から）ふるまい品を来

場者に無料配布する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更する場合がある。

(3) 数量

原則として、配布数は午前の部100個、午後の部100個の合計200個とするが、午前(100個)のみもしくは午後(100個)のみの提供も可能とする。

(4) 提供日

協力団体の希望をもとに実行委員会が調整する。

(5) 提供者

ふるまいを行う従事者は、ボランティアスタッフが行う。ただし、希望があれば協力団体で行うこともできる。

7 経費負担

(1) ふるまいの提供品は、容器や割りばし等の提供に必要な経費も含み、1品当たり300円(税抜き)以内とし、実行委員会が買い取る。

(2) 総額300円(税抜き)以内なら、複数の品を1個のパッケージとして提供しても良い。

(3) 1個当たりの単価が定まらない品の場合は、300円(税抜き)×提供数(100食または200食分)の提供金額を上限として実行委員会が負担する。

(4) ふるまいコーナーの机、椅子、表示板およびごみ箱は実行委員会が設置する。

8 応募方法

ふるまいの提供を希望する協力団体は、ふるまい協力団体申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、以下のとおり申し込むこと。

(1) 受付期間

令和6年6月3日(月)から6月21日(金)まで

(2) 申込方法(電話、FAX、メールによる受付は行わない。)

ア 持参

守山市役所3階 スポーツ振興課

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

イ 郵送

期日内に必着(郵送の場合、郵送した旨を事務局に連絡すること。)

9 協力団体の選定

実行委員会は、応募の中から郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を協力団体として選定する。ただし、応募者が、次のいずれかに該当するときは、優先的に選定し、これによらない場合は抽選により選定する。

(1) 業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

(2) 障害者就労施設等

(3) その他、実行委員会が必要と認めるもの

選定された協力団体は、搬入車両等必要な書類を、指定する期日までに実行委員会に提出するものとする。

10 その他

ふるまいの内容、提供方法については、随時実行委員会と協議しながら適切に実施するものとする。

11 問合せ先

〒524-8585

守山市吉身二丁目5番22号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局

(守山市総合政策部スポーツ振興課内)

電話：077-582-1169

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(あて先)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会

会長 森 中 高 史 様

申請者名 _____

住 所 _____

代表者・氏名 _____

電話番号 _____

メール _____

協力団体申請書

本年度開催されます「わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会」において、各競技会場に設置される「ふるまいコーナー」にてふるまい品の提供を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望競技、日時（希望する欄に○をしてください。）

競技名	会場	9/14 (土)	9/15 (日)	9/16 (祝)	9/28 (土)	10/19 (土)	10/20 (日)	10/21 (月)	11/ 2 (土)	11/ 3 (祝)
ソフトボール	市民球場				※	※	※	※	※	※
バレーボール	市民体育館	※	※	※		※	※	※	※	※
サッカー	ビッグレイク	※	※	※	※				※	※
軟式野球	市民球場	※	※	※	※	※	※	※		

※必ずしも、希望した会場・日程で提供が行えるわけではありません

2 ふるまい提供内容

ふるまい品	単価(税込)	備考

3 ふるまい従事者（いずれかに○）

ボランティアスタッフを（ ）希望する ・（ ）希望しない

わたSHIGA輝く国スポ守山市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) 役員、補助員、選手監督および関係者等識別物品
- (2) 服飾品
- (3) その他運営に必要な識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、簡素化および効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配付することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督および大会関係者
- (8) 視察員および報道員
- (9) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、国スポおよびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。その場合、競技団体への委託料の単価については、実行委員会が同様の服飾品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 競技共催市実行員会との協議による整備

他市実行員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年5月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ守山市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市宿泊・医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師および保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病または負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡することとし、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努めなければならない。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用および救急自動車による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要項を準用する。
- (3) わたSHIGA輝く障スポにおける医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

付 則

この要項は、令和6年5月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ守山市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市宿泊・医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民および大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いを始めとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に対する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるように、必要な連絡体制を整備する。また、市内および滋賀県内での流行状況を常に監視するとともに、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供および注意喚起を行う。

(3) 感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるように努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防および感染症の患者に対する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、この要項を準用する。

(3) わたSHIGA輝く障スポにおける防疫対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

付 則

この要項は、令和6年5月10日から施行する。

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 守山市 実行委員会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ 守山市 実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポにおいて、守山市が開催する競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事務および事業事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 守山市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、守山市長をもって充てる。

2 副会長および監事は、他の委員からの承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

5 会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて会議に参考人を招き、意見を聞くことができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を議会の議決に代えることができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 10 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 11 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長およびその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 12 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第 13 条 実行委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 14 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 15 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、守山市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（以下「会則」という。）

第 11 条第 3 項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、守山市総合政策部に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる守山市職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

3 前 2 項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 副局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故があるとき、または副局長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、守山市職員服務に関する規程（昭和 30 年 1 月 15 日訓令第 2 号）の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の会議（以下「会議」という。）の招集に関すること。
- (2) 会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の管理および取扱い)

第10条 文書には、「国障守実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

- 2 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。
- 3 会則第15条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を守山市へ引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、守山市文書管理規程（平成10年7月1日訓令第6号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第11条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、守山市公印規則（昭和63年9月1日規則第24号）の例による。

第5章 財務

(旅費および費用弁償)

第12条 職員の旅費の額およびその支給方法については、守山市職員の旅費に関する条例（昭和30年1月15日条例第13号）の例による。

- 2 市外に在住または在勤している実行委員会の委員等が、会議への出席のために、市外から鉄道および路線バスを利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによる。

(予算)

第13条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 14 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 13 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 15 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 17 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、守山市財務規則（昭和 39 年 7 月 1 日規則第 6 号）その他の守山市の財務に関する規則等の例による。

第 6 章 補則

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 会議の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	総合政策部長
副局長	総合政策部次長（スポーツ振興課等担当）
事務局次長	総合政策部スポーツ振興課長
事務局職員	総合政策部スポーツ振興課職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答 および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免 手続きに関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務 に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行の命令に関すること。	委員等、副局長、事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(7) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第9条関係）

決裁権者	代決者
------	-----

会長	会長があらかじめ指名する実行委員会副会長
事務局長	副局長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表5（第11条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名を もってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会事務局長之 印	同上	24 ミリメートル	てん書	事務局長名を もってする文書